



## 曾有害鳥獣被害防公告第2号

### 条件付一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定の準用により、令和8年度鳥獣被害防止総合対策事業におけるワイヤーメッシュ柵納入業務について、次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年10月13日

曾於市有害鳥獣被害防止対策協議会 会長 吉田 秀 樹



#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事等番号 8-2
- (2) 業務名 8-2 鳥獣被害対策実践事業（整備事業）ワイヤーメッシュ柵納入業務
- (3) 業務の概要 有害鳥獣侵入被防止にかかるワイヤーメッシュ柵を設置するため必要な資材の調達・納入業務（数量等については別添仕様書参照）
- (4) 納入場所 曾於市大隅町中之内（笠木原地区）地内（別添仕様書参照）
- (5) 業務完了期限 令和9年2月8日

#### 2 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 公告日から令和8年10月29日まで
- (2) 場所 曾於市ホームページ及び市掲示板

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を具備する者とする。

- (1) 九州内（沖縄県を除く）に本社又は事業所を有している者。
- (2) 当該物品を適切に納入できる者で、直近3年以内において、官公庁に当該物品と同等品又はこれに類する物品の納入実績がある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) この告知の日から入札の日までの間に、地方公共団体等により指名停止措置を受



けていない者。

#### 4 入札参加申請

入札に参加を希望される者は次の通り、申込みを行うこと。

- (1) 受付期間 公告日から令和8年10月23日まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (3) 受付場所 〒899-8692 鹿児島県曽於市末吉町二之方1980番地  
曽於市役所農政課 内  
曽於市有害鳥獣被害防止対策協議会事務局  
電話：0986-76-8808 ファックス：0986-76-7285
- (4) 提出方法 持参又は郵送。なお郵送の場合は、(1)の期間内に必着となるように発送し、かつ発送後に必ず(3)に電話で連絡すること。
- (5) 提出書類 次のア～オとする。  
ただし、同日に公告する同種のお入札にも参加する場合、アは入札（公告）毎に提出すること。  
また、曽於市（財政課）に入札参加資格申請（令和8・9年度）を既に提出している者はオの提出は不要とする。  
ア）（協議会用）入札参加申込書  
イ）（協議会用）申立書  
ウ）（協議会会長宛）同意書  
エ）（協議会用）事業実績書  
オ）都道府県税、市区町村税及び国税・消費税及び地方消費税において滞納のないことが確認できる書類（本社所在地のもので令和8年1月1日以降に取得した証明書等）
- (6) 注意事項 提出された書類は返却しない。

#### 5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無については、令和8年10月27日までに文書にて通知する。

なお入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当窓口に対して参加資格が無いと認めた理由について、次のとおり書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和8年10月29日午後5時15分まで
- (2) 提出場所 4(3)と同じ。
- (3) 提出方法 持参、郵送もしくはファックスによる。
- (4) その他 説明を求めたときは、令和8年11月2日までに説明を求めた者に対し書面（ファックス）をもって回答する。

#### 6 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書、入札全般等の質疑及び回答は、ファックスのみとする。

- (1) 質問期間 公告日から令和8年10月29日午後5時15分まで
- (2) 質問先 4(3)と同じ。



(3) 協議会事務局からの質問回答期限 令和8年11月2日

## 7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札方法 次の日時等に出頭し、指示にしたがって入札書を提出する。
- (2) 注意事項
  - ア) 入札にあたっては、事業実施主体より参加資格があることを認められた確認通知の写しを持参し、受付けの際に提出すること。
  - イ) 代理人が入札するときは、指示にしたがって委任状を事前に提出すること。
- (3) 入札回数 3回までとする。
- (4) 開札日時 令和8年11月9日 午後1時30分
- (5) 開札場所 曾於市役所本庁 本館3F第3委員会室

## 8 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等、4(5)及び7(2)の必要な書類を提出していない者が入札をしたとき。
- (3) 指定された方法以外の方法で入札書を送付したとき。
- (4) 指定の日時までに入札書の提出がなかったとき。
- (5) 入札書が次に該当する場合。
  - ア) 記名押印がないとき。
  - イ) 入札金額が訂正されたもの。
  - ウ) 入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるとき。
- (6) その他会長があらかじめ指示した事項に違反したとき。

## 10 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定する。なお、くじ引きの対象となる入札者が入札に立ち会っていない場合は、入札事務に関係のない協議会事務局員がくじを引くものとする。

## 11 契約の締結

- (1) 落札者は決定通知を受けた日から起算して5日以内（ただし曾於市の休日を定める条例（平成17年7月1日条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）は算入しない。）に売買契約を締結するものとする。真にやむを得ない理由があると会長が認めた場合を除き、当該期間内に契約が締結されない場合、その落札は失効す



るものとする。

- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算したものとする。
- (3) 契約保証金は免除とする。

## 12 支払方法

納入業務完了日から起算して7日（ただし市の休日は算入しない）以内に協議会で検査を実施し、問題がなければ請求書を提出の上、完成払とする。前金払・一部払は不可。

## 13 その他

特に明記のない場合は、原則として曾於市財務規則（平成17年7月1日規則第37号）等の曾於市の規則等に準じる。

## 14 問合せ先

〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地  
曾於市役所農政課 内  
曾於市有害鳥獣被害防止対策協議会事務局  
電話：0986-76-8808 ファックス：0986-76-7285